

人権教育基本的推進方向

岸和田市教育委員会

人権問題解決のためには、人権尊重の精神を、日常生活における具体的な取組を可能にする技術・技能や態度の育成にまで浸透させる必要がある。そのためには、学校におけるあらゆる教育の過程において人権尊重の精神が徹底されていることが必要であり、教育活動そのものが人権を大切にしたものとして実施されなければならない。教科指導・進路指導・生徒指導等広範な指導が行われている中で、すべての教育活動が、子どもの人権を尊重する視点とそれにふさわしい環境で行われることが重要である。そのためには、指導にあたる教職員が人権問題解決のために鋭敏な人権感覚・意識を持って積極的に行動し、人権教育を推進していくことが大切である。

本市教育委員会では、岸和田市人権教育基本方針に基づき、次のとおり取組を進めていく。

【女性の人権問題】

両性の平等を実現するためには、性別にとらわれず、それぞれの個性や能力が尊重され、自ら多様な生き方が選択できることが重要である。しかしながら、人々の意識や行動、社会制度や慣行の中には、女性に対する差別や固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っており、男女の平等の実現を阻む原因となっている。また、セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）・デートDVなども社会問題となっている。両性の平等の実現のため、固定的な性差観や性別役割分担意識を払拭できるよう、すべての教育活動について常に点検し、見直して教育を進めていく必要がある。

【子どもの人権問題】

子どもの人権については、家庭における児童虐待や薬物乱用、学校園における体罰など、子どもの健やかな成長が阻害される問題が生起している。

また、仲間はずしや言葉・暴力によるいじめ、インターネット・SNSを介して行われるいじめによって、時には自死などの命にかかわる深刻な状況も生み出されており、平成25年(2013年)「いじめ防止対策推進法」が施行された。

さらに、子どもの貧困が大きな社会問題となり、平成26年(2014年)には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、教育の機会均等などを図るため子どもの貧困対策を総合的に推進することとされた。

加えて、不登校、高校中途退学等教育を受ける権利の保障という観点からの問題もあり、平成29年(2017年)、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行された。

これらを踏まえ、子どもの人権が保障され、健全な育ちが確保されるよう、家庭や地域とともに教育を進めることが必要である。

【高齢者の人権問題】

4人に1人が65才以上という超高齢社会を迎えるにあたり、高齢者が尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現が求められている。しかし、高齢者に対する人権侵害をはじめ、一人暮らしの高齢者の孤独な死や自殺の増加といった深刻な社会問題が生じている。学校園内において、高齢者との出会いやふれあい体験を通して、生命の尊厳や人間の生き方について学び、高齢者の立場や心情を理解し、共に生きるという視点で教育を進めていくことが重要である。

【障がい者の人権問題】

障がい者の人権については、障がい者の完全参加と平等な社会の実現が求められている。しかし、障がい者を取り巻く社会環境においては、障がい及び障がい者に関する正しい理解と認識の不足、物理的・制度的・文化情報面での制約などの社会的障壁があり、障がい者の自立と社会参加が阻ま

れている状況も生じている。このような中、平成28年(2016年)には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行された。

インクルーシブ教育の理念のもと、障がい児がその可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づいて生活を送ることができるよう、きめ細かな教育を推進していく必要がある。その際、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶことの意義を十分踏まえ、障がい児を学校園全体で受けとめるとともに一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な教育が行えるよう、学校園全体における教育及び教育環境の充実を図ることが重要である。

【同和問題】

わが国固有の人権問題である同和問題は、人間の自由と平等に関する重大な問題であるという認識のもと、その解決は国民的課題として取り組まれ、生活環境の改善をはじめとする物的基盤整備では着実に成果をあげてきた。しかしながら、今なお差別発言やインターネット上での差別を助長する書き込み、結婚や就労問題を中心に差別意識が根強く残っている。

このため、平成28年(2016年)には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。

本市では、参加体験型学習も含め、教職員の同和問題についての認識と理解を深める研修を進めている。また、すべての人々が同和問題を理解し、人権意識を高めるために、学校、地域社会では人権啓発冊子の配布や講演会の実施など、あらゆる機会を通じて積極的な啓発に努めていかなければならない。

【在日外国人の人権問題】

日本に在住する外国人に対する民族的偏見や差別意識は、今なおわが国に存在しており、平成28年(2016年)には、特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチを解消するため「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。急速に国際化する近年の状況にあって、この問題の克服をめざす「在日外国人教育の推進は学校園における人権教育の重要な課題となっている。

在日外国人の子どもの教育については、異なる言語・文化・習慣・価値観等を持った人々がそれぞれのアイデンティティを保ちながら共に生きる社会の実現をめざし、一人ひとりの子どもが将来の進路を自ら選択し、自己実現を図ることができるよう適切に指導する必要がある。また、在日外国人の子どもの本名を使用することは、本人のアイデンティティの確立にかかわる事柄であることから、これらの子どもが自らの誇りと自覚を高め本名を使用できるよう環境づくりを進めるとともに、在日外国人の子どもの学校園全体で受けとめ、すべての子どもがそのことを理解できるよう教育を進める必要がある。このような視点に基づき、本名使用については、保護者・本人との共通理解を得られるよう日常的な取り組みを通して十分な働きかけに努めることが重要である。

韓国・朝鮮人をはじめ在日外国人の子どもについては、これまでの歴史的経緯を踏まえ、歴史・文化・言語等についての学習ができる環境の醸成に努めるなど、自らの誇りと自覚が高められるよう、学校園の実態に応じた支援に努める必要がある。

【その他の人権問題】

人権問題は、以上の範囲に止まらず、また、固定的なものではない。性的マイノリティの人権については、性的指向、性自認の多様な在り方について、当事者が直面する困難に向き合い、課題の解決に向けた取り組みが必要である。また、アイヌの人々の人権問題や、HIV感染者やハンセン病患者等にかかる疾病に対する理解不足や間違った認識、偏見から生じる人権問題や、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、新型コロナウイルス感染症に伴う差別や偏見など、社会の変化とともに、様々な形で新たに発生する可能性のある問題でもあるとの認識に立つことが必要である。

日常生活のさまざまな出来事を通じて、人権を尊重する豊かな感性を磨くとともに、「人権侵害を見抜き、差別を許さない」態度の育成を図ることが重要である。

令和3年4月1日